

5. 健康・福祉都市の創造

(1) 「子育てするなら島根」をめざして

県におかれましては「子育てするなら島根」をめざし、島根県まち・ひと・しごと創生総合戦略に「子育て支援」を重要施策として位置づけられています。地方創生の動きの中で、県と市町村が「人口減少」問題に一丸となって取り組んでいく必要があります。

県全体として更なる底上げを図るため、県内各市町村の子ども・子育て支援あるいは少子化対策として事業制度の充実を一層進めていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. 乳幼児等の健全な育成のため、乳幼児等医療費助成県制度の拡充を図るとともに、医療保険制度を含む全国的な制度での対応となるよう引き続き国に働きかけること。
2. 多くの市町村が独自に取り組んでいる一般不妊治療費助成事業を県の制度として確立すること。
3. 第3子以降保育料軽減事業並びに第1子・第2子に係る保育料軽減事業について、年齢制限や所得制限をなくし、更なる制度の拡充を図ること。
4. 独学で保育士資格の取得をめざす者に対する資格取得に向けたセミナー等を開催するなど保育士の確保を図ること。
5. 保育士等の不足が深刻になる中、子育て支援の担い手となる「子育て支援員」の人材を確保するため、研修に係るテキスト代を無料化すること。
6. 保育所における事務量の増大に対応するため、常勤の事務職員雇上げができるよう、公定価格の事務職員雇上費加算の拡充を国へ要望するとともに、県において補完的な制度を創設すること。

(2) 福祉・介護職場の人材確保について

障がい者福祉及び高齢者介護の職場においては、介護・看護職員の不足が慢性化しています。市内の福祉専門学校の入学者数は、2年続けて大幅に定員割れしているなど介護福祉士養成校の入学者数の減少は顕著です。このような状況を改善しなければ、介護職員の採用は今後更に厳しくなると考えられます。

県におかれては、平成29年度当初予算で新たに介護人材確保・定着に向けて、医療介護総合確保基金を財源とする「介護人材資質向上支援事業」や「中高年齢者等への入門的研修事業」が創設され、人材確保に積極的に取り組まれているところでありますが、今後も効果的な施策をさらに進めていただく必要があると考えます。

また、本市では介護人材・確保定着に向けて、平成29年度に市独自の人材確保対策事業を行う予定にしておりますが、県の総合確保基金（介護分）には市町村向けの支援制度がないため、市の財源のみで実施せざるを得ない状況です。

つきましては、次のとおり要望いたします。

記

1. 福祉系学校等の入学者確保のため、将来の担い手となる小学生や中学生へ、介護職のやりがいや重要性を学ぶ場など介護の魅力作りに向けた支援策を推進すること。
2. 地域医療介護総合確保基金（介護分）に、人材確保対策に関する市町村向けの支援制度を設けること。なお、その支援制度の一部には、市町村ごとの多様な取組に活用できる枠を設けるなど、地域の実情に応じた柔軟な制度とすること。

(3) 地域包括ケアシステムの構築の推進について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

このうち、在宅医療・介護連携推進事業については、平成28年度から市が主体となって取り組んでいるところですが、これまで在宅医療を含めた医療政策に関与した経験が少ないことから、引き続き県の積極的な関与が必要であると考えています。

また、在宅医療・介護の推進のため、県において地域医療介護総合確保基金を活用した市町村向けの支援制度が設けられていますが、市町村の取組は地域の事情に応じた多種多様なものであり、現在の支援制度において、県が設定した基準の範囲内では、十分活用できない場合があります。

一方、介護予防については、島根県リハビリテーション専門職協議会が設立され、市町村へのリハビリ職の派遣が可能になりましたが、派遣職種の拡充などにより、更に介護予防事業を充実させていくことが必要であると考えています。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 医療・介護関係者との連携・調整や、在宅医療・介護の連携推進に関する指導・助言、情報提供及び人的支援など、今後も引き続き積極的に行うこと。**
- 2. 地域医療介護総合確保基金(医療分)の支援制度の一部に、市町村ごとの多様な取組に活用できる枠を設けるなど、地域の実情に応じた柔軟な対応ができる制度とすること。**
- 3. 介護予防事業や地域ケア会議を更に充実させるため、リハビリ職だけでなく、栄養士や歯科衛生士など他の職種の派遣についても調整すること。**

(4) 発達支援に係る小児神経専門医の確保と専門知識を有する人材の育成について

近年、発達障がい等の支援が必要と思われる子どもが増加傾向にあり、発達に係る小児神経専門医（以下「専門医」という。）の確保と専門知識を有する人材の育成が大きな課題となっています。

本市においても、発達支援が必要な子どもに早期に気づくために、専門医による個別相談を実施していますが、相談事業に携わる専門医の確保には苦慮しており、事業の継続が懸念される状況にあります。

また、発達障がいの早期発見・早期支援には、かかりつけ医等の対応が重要であることから、厚生労働省は、平成28年度から都道府県及び指定都市を実施主体として「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」を進めています。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 国立大学法人島根大学医学部に小児神経専門医の育成を働きかけるとともに、島根県立中央病院に小児神経専門医を確保すること。**
- 2. 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」に取り組むこと。**

(5) 児童相談所の充実と市町村への支援の充実強化について

児童虐待の被害が相次ぐ中、平成28年10月1日公布の児童福祉法の改正により、市町村・都道府県・国の役割と責務が明文化され、児童相談所から市町村への事案送致ができることになりました。

(平成29年4月1日施行)

児童相談所から市町村へ一方的に送致されることのないよう、十分な協議や市町村への適切な指導・支援が必要となります。

また、より効果的な児童相談対応と支援を図るには、それぞれの組織における機能強化や体制の整備とともに、両者の連携が必要不可欠であると考えます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

- 1. 児童相談所のマンパワーの確保と、児童相談所職員の派遣及び研修会開催等、市町村への専門的支援を強化すること。**
- 2. 市町村の児童相談対応に関する財政的支援を継続すること。**

5. 健康・福祉都市の創造

(6) がん検診等の体制整備にかかる支援について

県においては、全国に先駆けて平成18年に「島根県がん対策推進条例」を制定され、また本市においても平成19年に「出雲市がん撲滅対策推進条例」を制定し、県と一体となってがん対策に鋭意取り組んでいるところです。

がん検診の実施については、平成28年2月、国が示した「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」に関する一部改正もあり、本市においても専門医との連携により、最新の知見に基づいた検診の実施に努めています。

つきましては、がん対策施策の更なる充実を図るため、下記について要望いたします。

記

1. 各種がん検診を効果的に実施するための情報提供や、実施に向けた医療機関の調整、検診の実施方法、精度管理の在り方等の体制整備を図るうえで、専門的な見地から指導、助言を行うこと。
2. 平成28年度から新設された、県の「がん検診受診率向上総合対策事業」による補助制度(大腸がん検診)を今後も継続し、さらなる対象者の拡大を図ること。

6. 人材育成都市の創造

(1) 市町村立学校教職員の人事等について

県においては、ふるさとを愛し、地域に貢献する心を養うことを目的に「ふるさと教育」を推進され、本市の学校においても、地域の支援、協力を得ながら、積極的に教育活動を実施しています。

この特色ある学校教育の推進にあたっては、地域に密着した情熱を持った教員の確保が求められますが、県内一定のルールのもとで異動する教員は、地域への帰属意識が持ちにくく、大きな課題となっています。

つきましては、島根県の教員の人事権の移譲に向けた段階的な移行措置として、次に掲げる事項について要望いたします。

記

1. **地域の教育は、地域の教員が担うという体制を整備する観点で、人事異動ルールを見直すための検討委員会を立ち上げること。**
2. **地域枠採用を充実させるなど、各地域が求める人材の確保につながる採用方法の改善を一層推進すること。**
3. **上記1及び2と並行して、人事権の移譲について検討を進めること。**

(2) 不登校児童生徒支援のための施策の充実について

出雲市では、不登校児童生徒数の割合を1%以下にすることを目指し、小中学校には不登校相談員18名（うち10名は県事業）を配置したり、3つの教育支援センターの運営や心理相談員によるカウンセリングを行ったりして、不登校児童生徒や保護者の支援に取り組んでいます。

しかし、本市の平成28年度の不登校児童生徒数の割合は未だ1.37%と、不登校対策事業の一層の充実が求められている状況にあります。

また、不登校児童生徒は多様な困難を抱えているため、その課題解決に向けて学校・家庭と関係機関の連携が更に必要となっています。

つきましては、不登校対策事業の充実について下記のとおり要望いたします。

記

1. 小学校の「子どもと親の相談員」を増員するとともに、中学校にも同様の相談員を拡大配置し、事業の一層の拡充を図ること。
2. 学校の教育相談に大きな役割を果たしているスクールカウンセラーの配置時間を拡充し、学校教育の相談体制の一層の強化を図ること。
3. 関係機関等とのネットワークを活用して問題を抱える児童生徒の支援を行うスクールソーシャルワーカーを中学校区毎に配置すること。

(3) 特別支援教育の施策の充実について

通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒が増えている中、出雲市では特別支援教育補助者を小学校には95名、中学校に37名を配置して支援に努めていますが、十分な指導・支援体制とはいえない状況です。

また、在籍児童生徒数の多い自閉症・情緒障がい児特別支援学級の担任教諭は、個に応じた適切な指導及び必要な支援を行うための負担が特に大きくなっています。

一方、国立島根大学附属病院と島根県立中央病院にある院内学級や島根県立こころの医療センターに併設されている若松分校には市外から一時的に在籍している児童生徒もおり、本市は広域的な児童生徒の学習機会を保障していく役割も担っています。

つきましては、非常勤講師等の配置により指導体制の強化を図っていただきますよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. **にこにこサポートティーチャー配置事業（小学校の通常の学級）について、非常勤講師の増員を図ること。**
2. **通級指導教室担当教員の複数配置や更なる増員を図ること。**
3. **にこにこサポートティーチャー配置事業（特別支援学級）について、自閉症・情緒障がい児学級の配置基準（概ね7人以上）の緩和を図ること。**
4. **特に個別のきめ細やかな児童生徒への対応が求められる院内学級や若松分校について、指導体制の充実を図ること。**

(4) 出雲科学館への理科教員の配置について

出雲科学館では、小学3年生以上の全ての児童生徒を対象にした理科学習を行っており、年間延べ約21,000人の児童生徒が授業を受けています。先進的な取組で、全国的にも高い評価を得ていますが、出雲科学館での小中学校理科学習を継続し、効果的な理科学習とするためには、教員の4名配置が不可欠です。

また、出雲科学館での理科学習は、児童生徒の学習のみならず、引率した教員の教材研究や授業研究にもつながり、各学校の教員の指導技術及び資質の向上が図られています。

さらに、出雲科学館は、教員の指導力及び資質向上を目的とした様々な研修会を独自に開催するなど、教員研修の場としての役割も果たしてきています。

つきましては、本県理科教育の振興に寄与できる出雲科学館への理科教員の配置について、下記のとおり要望いたします。

記

1. 教諭3名(加配教員)と長期社会体験研修員1名の派遣を引き続き行うこと。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について

本年5月1日現在、市内小学校10校、中学校5校に日本語指導が必要な児童生徒が117名在籍しており、前年同月比6人増、平成25年度と比較すると4.3倍となっています。

本年度は児童生徒支援加配教員10名に加え、本市が配置する日本語指導教員を12名から15名へと増員し指導にあたっていますが、まだ十分に個別の指導ができる状態ではありません。

また、日本語が十分でない児童生徒や保護者への対応のために、母語ができる補助者や支援員を配置していますが、それでも担当教員や担任は、家庭との連絡、連携に多くの時間を割いています。

このような状況の中、担当教員は実態に即した指導やマネジメントに多くの時間を要するとともに、後継者の育成にも苦慮しているところです。

近年では、中学校段階で来日した外国籍生徒に対する教科指導や進路指導も大きな課題となっています。

つきましては、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の更なる充実のために、下記のとおり要望いたします。

記

1. 児童生徒支援加配教員を増員配置するとともに、現在、やむを得ず本市が配置している非常勤の日本語指導教員を、県が配置すること。
2. 母語ができる補助者の配置や教職員研修の充実のため、国県補助事業を継続すること。
3. 日本語指導担当教員の業務の特殊性に鑑み、他地域勤務並びに永年勤続(同一校7年、同一市町村勤務15年)の異動ルールの特例的な措置を行うこと。
4. 公立高等学校入学者選抜における特別措置の対象を拡大するとともに、帰国・外国籍生徒を対象とした特別枠を設定すること。

(6) 子ども・若者支援の総合的推進に係る支援について

全国的にニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど、子ども・若者に係る問題が複雑多様化、深刻化する中、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

本市では、同法に基づいて、「出雲市子ども・若者支援協議会」を設置するとともに、「出雲市子ども・若者支援センター」を設置し、県の財政支援を受けながら県とも協調し、困難を抱える子ども・若者の相談、支援に取り組んできたところです。

しかし、相談件数が増加し、内容も複雑で多岐にわたってきており、ますます、困難を抱える子ども・若者の相談、支援活動の充実が必要となってきました。

このことから、引き続き財政上の支援も含め、国・県と連携し、子ども・若者支援を進めていくことが必要不可欠だと考えます。

つきましては、子ども・若者の相談・支援事業を充実させ、かつ円滑に行っていくため、下記のとおり要望いたします。

記

1. 出雲市子ども・若者支援センターの運営に係る財政支援の継続及び拡充を図ること。
2. 子ども・若者支援事業を進める自治体に対し、国が継続的な財政措置を行うよう要望すること。

(7) 女性相談事業への支援について

国・県・市では、様々な問題を抱えて悩む女性を支援するための施策に取り組んでいるところですが、DV被害者も含め、女性に関する相談は増加の一途であり、相談窓口の充実が喫緊の課題となっています。

本市でも、出雲市女性相談センターを設けて相談対応していますが、複雑多様化し、かつ、増大する相談への対応に苦慮しているところです。

こうした状況を踏まえ、県におかれては、女性相談体制の更なる充実、より広域的な視点での市町村との連携を進めていただくとともに、相談員の確保・処遇改善も含めた女性相談事業の充実のため、下記事項を実施いただきますよう要望します。

記

- 1. 島根県女性相談センター出雲分室(仮称)を設置すること。**
- 2. 相談員確保のための人材バンクを創設すること。**
- 3. 島根県女性相談センターによる市町村女性相談窓口への巡回(アドバイス)を実施すること。**
- 4. 県内統一の相談対応マニュアルを作成すること。**
- 5. 国に対して、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金」の
人件費補助基準額の引き上げを要望すること。**

本市が期成同盟会などの構成員 として要望している事項

以下の要望については、本市を含む期成同盟会などにおいて、それぞれ
お願いしているところです。引き続きその実現につきまして、特段のご配慮
をいただきますようお願い申し上げます。

番号	要 望 名	団 体 要 望
1	国道184号の改良整備について 主要地方道出雲三刀屋線の改良整備について 主要地方道出雲奥出雲線の改良整備について 一般県道大社立久恵線の改良整備について 一般県道斐川上島線の改良整備について 一般県道木次直江停車場線の改良整備について	出雲地域幹線道路改良整備 促進期成同盟会
2	地域高規格道路「境港出雲道路」及び国道431 号の改良整備について	出雲・美保関間幹線道路整備 促進期成同盟会